

徳島県教育委員会の採用に係る技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則案の概要

- 1 給料の調整額の算定の基礎となる調整基本額を次のとおり改めることとした。

旧  
調整基本額表

職務の級	調整基本額
1 級	5,900円
2 級	6,400円
3 級	8,500円
4 級	9,600円
5 級	10,900円

備考 職務の級は、技能労務職員の給与に関する規則別表第一の給料表の職務の級を示す。

新  
調整基本額表

職務の級	調整基本額
1 級	5,900円
2 級	6,500円
3 級	8,500円
4 級	9,600円
5 級	10,900円

備考 職務の級は、技能労務職員の給与に関する規則別表第一の給料表の職務の級を示す。

- 2 その他

この規則は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用することとした。